



業で行なわれているわけでありまして。昭和三十七年三月二十七日に計画決定がなされて、同日付で事業決定になっております。そしてすでに昭和三十六年度に一億五千万で予算がついて、昭和四十年度で補償を除いて工事が完了をする、こういう都市計画事業であります。大半の工事が済んでおりまして、総額で約五億円という工事でありまして、現在まだ補償が完了していない人たちが二十五、六軒も残っているわけでありまして。特に問題になりましたのは、昭和四十年度で行なわれた二十六軒の立ちのき補償に対して、魚勘という商店一軒の補償料が四千百数十万円、その他の二十五軒分を合わせて三千数百万円、一軒分と二十五軒分が全く同じという数字の補償が行なわれたわけでありまして。そこで地元民がたいへん騒ぎ出して、魚勘さんと大体そんなに違わない人たちが、そういう人たちが自分の補償料と比べてみてこれはいへん不当な補償が行なわれているのではないか、こういうことで、すでに補償を受けた諸君、あるいはこれに関連をしている社会党とか一部の自民党の皆さん方とか、こういう人たちが変ではないかということで問題が持ち上がったところの端を発しているわけでありまして。この補償額の決定を一つとして見ただけで、たいへん問題がありはせぬかということがわかるわけでありまして。この魚勘商店に対する補償問題は、昭和三十九年度事業でやううと思つたけれども、これが補償の点でなかなか妥結をしないので四十年度に持ち越してあります。当初この魚勘商店の移転その他の補償費に対する建設省と徳島県との協議の中心は、補償費総額——これは三人に渡っております。魚谷幸男君というのが代表であります。そのほかあさひの真子さんという人がアパートを持っております。魚勘のうちは藤川金次郎という人のうちであつて、借家をしておりまして、補償は三人に渡っております。この三人に対する補償費というものが約千三百万円の補償費で建設省と協議がととのつていて、間々あることではあります。千三百万円から二千

りまして、県の係官、用地係長とか土木部の監理課長とか計画課長とかいう諸君が集まって検討した数字が約千七百万とも二千万ともいわれております。大体常識的に考えて千七百万から二千万、そのくらのものが専門家が集まった数字だから妥当であろう、こういうふうには思つておられるわけでありまして、それがわずかに二十幾日たった後の四月一日には四千百数十万円という補償額にはお上がついていましてあります。三月九日に専門家がやつた、それが千七百万とも二千万ともいわれておるが、それがわずかの間に、特別の理由もなしに、特別の会議等もなしに、四千百数十万円にね上がついてきた。これだけなら私はそうたいして問題にいたしません。ところが地方住民がこの問題をとり上げて、不当ではないかということで騒ぎ立てる、世論が取り上げて騒ぎ立てる、こういう状況が出てまいりましたところが、県は急遽、あれは払い過ぎたのだということ、ことしの二月二十八日に四千百数十万円の補償のうち約二千万円はやり過ぎたから戻さない、こういう経過になっているわけでありまして。返還請求を受けました魚勘幸男君は、これはお払いできません、こういうことで、結局、手続上のことは私よくわかりませんけれども、議会の承認を経て高松法務局を通じて訴訟を提起している。こういうのがこの世に魚勘事件といわれるものあらましであります。

そこで、私がまずお伺いしたいことは、建設省がこの問題で、都市局ですか、現地に調査に行かれたということをお願いしております。一体どんな理由でどういふ経過があつて千三百万が二千万になり、続いて特別の会議も持たれずして四千百万となり、それがみんな騒いだら二千万円に減額する。およそこんなことは常識では考えられませんが、それは補償の見積もり違いとか補償物件を見落としていたとかいうことで、一件について十万とか二十万とか、こういうつけ落としがある、つけ漏れがあるということは、補償問題の中では間々あることではあります。千三百万円から二千万円、二千万円から四千百万円、それがまたすぐ半額の二千万円になる、こういうことは私はあまり前例として聞いたことがありません。したがうして、この経過というものを、調査に行かれたのでありますから、まず御報告をいただきたいということが一つであります。

その前に、政務次官も大臣もおりますから一つだけお伺いしたいことは、国のお金を使つて行なう補助事業、これは御承知のように街路事業であります。三分の二の国庫補助がついております。こういう補助事業に対して、一体それが監督なりその他の責任を持つのか。その責任とか監督の所在についてまず事務的に伺いをいたし、なおその監督等を履行するためには一体どういふ手続というものをいま建設省ではとられているのか。監督権の問題とそれを実行する手続論について、これはおわかりの方でけっこうですから御説明をいただきたい、こう思います。

○竹内政府委員 本件は、先ほど先生から御説明がございましたように、事業主体として徳島県が施行しております都市計画街路事業でございます。都市計画法に基づきまして事業をやっておりますわけでございますが、都市計画事業は、事業の執行につきましましては行政庁が施行する、つまり都道府県知事が機関委任したしておる事務でございます。したがうしてその点につきましましては建設大臣が監督権を持つ、こういう形になると思ひます。

ただ、費用の負担につきましましては行政庁の統轄する公共団体が負担するというふうに都市計画法でなっておりますので、費用負担につきましましては公共団体の事務でございます。したがうして、これにつきましましては補助金を交付するという関係において、建設省が補助金適正化法その他の会計規則によりまして、適正な施行をするように指導、監督していくことになると思ひます。

補助金適正化法に基づきまして、これはいろいろ手続がございますが、交付決定をする前に交付申請書が出てまいります。交付申請の添付書類といたしまして設計書なり、あるいは用地補償関係の積算が出てまいります。そういうものを審査いたしまして、交付決定をいたしますと補助金を交付する債務が発生するわけでございます。それに基づきまして国も交付をいたし、工事をいたしましたあとで最終的には額の確定ということをするにたつております。この額の確定をやる場合には、事業主体から工事の完了報告書というものが出来てまいりますので、この完了報告書をもとにいたしまして、書面、あるいは実地に参りまして、金額の確定をいたし、それで補助金の額の確定をいたして履行が完了する、こういうような形になります。

それから、いま申し上げましたのは都市局でやるといふことでございますが、それ以外に建設省といたしましては、補助事業につきましても適正な執行について監察その他のことを監察官が行なつております。

以上でございます。

○下平委員 ちょっとわかりにくい点があります。簡単に言えば、この手続の中で建設省が、地方自治体から上がつてきた、たとえば徳島県から上がつてきた計画その他について変更をさしたり、こういうところはまずいから再び直せとか、あるいはこれは間違いであるからだめだとか、そういう決定権は、国の補助額については持つておられるのですか。

○竹内政府委員 交付決定をきめず段階におきまして、当然、計画を審査いたしますので、そういうような計画の修正なり、あるいは、これでは国が出せないといふことはいたすわけでございます。

○下平委員 そうすると、この徳島県——蔵本線の街路事業に対する昭和三十六年度から——全部は要りませんから、これは三十九年度事業で——魚勘商店が関係したのはたしか十四町目、十五町目だと思ひますが、そのときにはどういふ協議がなされたのか。御承知のとおり昭和三十九年にこれは協議をされておるはずですが、どういふ

協議がなされて、そのときの金額はどのくらいで皆さんのほうは交付決定の算定基準にされたのか。その経緯を明らかにされたいと思います。

○竹内政府委員 三十九年度におきましては魚勘関係の補償金につきまして千三百万というところで協議の結果きめておるわけでありまして、

○下平委員 そうすると千三百万から——御承知のように千三百万というのは昭和三十九年でありましょう。

○竹内政府委員 はい。

○下平委員 いっ協議されておりますか。

○竹内政府委員 ちょっと正確な日付がわかりませんので、あとで御報告いたします。

○下平委員 それはあとでお伺いすることにしまして、それが昭和三十九年度事業として協議、これを交付金決定にいたしましたと思うのです。これは実際にできなかったものであります。そのできなかった後に、新しく昭和四十年事業として計画申請なりあるいは補助金の交付申請があったと思うのです。その際の協議はいつやられて、そのときの金額はどのくらいになっておるわけですか。

○竹内政府委員 四十年の五月二十六、七日ごろ審査をいたしまして、日付をいたしましたはさかのぼって四月一日付で交付決定をいたしております。金額は約四千万でございます。

○下平委員 これは御承知のとおり、あとも申し上げますけれども、この事件が公になりました後の各関係者の態度というものはきわめて遺憾であります。私は知らなんだ、私はめくら判だったのだ、こういうようなことしか行なわれていないわけでありまして、ところが実際問題として、昭和三十九年度に事業をしようとして補償の打ち合わせも、それに基づく設計書もつくり、積算基礎もつくり、建設省に相談して千三百万何がきまっております。その昭和三十九年度に実現をできないから、これは問題としてみんなが承知しておられます。その問題があった、施行できずに翌年に繰り越した魚勘の補償問題というものを、あなたの方のほうで四千万何がしに認めた。こ

れはどういう理由で、どの程度の審査をして、どの程度の確信を持って、あなたの方は四千万何がしという補償額の決定を協議了解したわけですか。その理由をちょっと聞かしていただきたい。

○竹内政府委員 物件移転に関する補償費につきましては、物件及び工作物の補償費の額が一件三百万円をこす場合には、算出した基礎を明らかにする明細書を出すことになっております。本件の場合、その明細書についていま御指摘ございましたように、金額がふくらんでおるわけでありまして、特にふくらんでおりますのは営業補償の関係でございます。この営業補償について、著しい相違が生じた原因は、営業補償費算出の基礎となりまして、営業所得額についての認定が違った、こういうことになってございます。われわれのほうで交付決定をいたします場合には、書面審査でこれを行ないまして関係上、具体的な営業所得額が幾らであるかというこの認定はわれわれとしてできる限りしなければいかぬわけでございますが、実際を知る県にまかせざるを得ないというような状況もございまして、算出の基礎になる額につきましては県の申請を信頼いたしまして——算出方法についてはこれを審査いたしましたわけでございますが、算出の基礎になる額につきましては県の申請を信頼して承認を与える、こういうような事情でございまして。

○下平委員 資料によりまして、第一回の千三百万の協議は昭和三十九年五月二十九日に行なわれております。それから四千万の協議は昭和四十年の二月、これは日ははっきりわかりませんが、このときに行なわれておるわけですね。そこで局長、いまあなたが言われましたわすかなものであるならば、私もいまのあなたの御説明を納得いたします。ところが、この魚勘事件というものは、あとも申し上げますけれども、そうなるまやさしいものではないのであります。しかも金額の相違は、営業費とあなたはおよしいましたけれども、営業費の相違は六百万であります。膨大な相違点というものが出てきているわけであり

ます。これは、昭和三十九年の五月二十九日に協議をした中身と、昭和四十年の二月に協議をした中身の間のどのくらいの相違があるか。しかもその積算基礎は明確に皆さんのところにいつているはずであります。たとえば商品の運搬費及び保管料はなかつたはずであります。ゼロだったはずであります。それが四百九十九万二千円新たに追加されております。第一回の千三百万何がしのとときに商品運搬費及び保管料という補償項目はゼロであつたわけでありまして。それが突然、昭和四十年の四月一日の契約書、あなたが二月ごろ協議をされた中身の中からは四千九百九十二万円という金額が出てきております。ところが県で、今度はこれはやり過ぎたということで、三百万近い返還命令が出されておるわけなんです。約三百万の返還命令が出されておるわけなんです。荷いたみ損失というものにばく大な誤算がされておるわけです。千三百万のときには八十二万円の荷いたみがあるというものであなたの方は協議をされておる。それが二月の協議の際には百四十三万に上つておる。営業損失補償は御承知のとおり二百八十万円で、第一回の協議はあなたの方で行なっているにもかかわらず、これが約六百万ふえて八百万になっておる。ところが、これはやり過ぎたといつて約六百万を削って最終的には百八十万ということになっておる。さらに使用人の休業補償、これは当初は六十九万円の補償ということで協議が行なわれておる。この六十九万円が四月の一日には驚くべからぬ三百四十万円にはね上つておる。これは不当だといつてこれを約百五十万減額いたしておる。さらに得意先がなくなった、損失だ、こういうことで、当初には得意先喪失のための補償はゼロであります。このゼロが、これも驚くべからぬ、四月一日の契約には三百八十一万二千二百十六円、三百八十八万も一挙にこでふえてきておるわけでありまして。さらに借り入れ金の利子、これはあとでしに申し上げますけれども、支払い手形と受け取り手形の差額について

の補償をいたしておる。これは何回かやっ

ております。たとえば四十年の三月九日に県の専門家が集まった会議があると言いましたが、当初の千三百万のあなたの方との協議の中でももちろんゼロ、専門家が集まった六者会議という中でもゼロ、再度協議を魚勘とやった場合にもゼロ、四十年の二月ごろの建設省との協議では、突然ここに百八十八万七千八百十二円、こういう支払い手形の補償金というものが出ておるわけでありまして。したがって、あなたは、営業補償がちょっとふえただけで、その積算基礎については検討しなかつた、こう言いますけれども、それは何億と扱っている建設省の立場から見ればわずかな金額でありまして、あなたが、補償を受ける人の立場から見れば、二十六軒あつて、あとの二十五軒

必要ならその図面を全部見せてあげてもいいですが、魚勘さんとはほとんど条件は違つておりません。その二十五軒には三千数百万、魚勘さん一軒には、わずか二十日のその間に二千数百万円の補償金をはね上がった。こういうことを書面審査から発見できないとか、積算基礎から云々ということだけではすましていい問題ですか、これは。国費を使うこの種の問題については、何回かチェックする機会というものが法律上も行政執行上も残されているわけですね。その期間になぜ一体この種のものチェックできなかったのか。この点をもう少し明確にお知らせをいただきたい。

○竹内政府委員 御指摘のとおり、前に出ておりました金額と大幅に違つておるものでございまして、この点を十分審査して交付決定をすべきであつたと思ひます。ただ、非常に膨大な金額、件数を取り扱つておりましたので、その点は重々おわびをしなければいかぬと思ひますけれども、その補償金額の水増しがあつたという点を見抜けなかつたということにつきましては、まことに申しわけないと、こういうふうな考えております。

○下平委員 私あとで、この種の事件が再び起きないためにどうすべきかという点については、私も私見をまじえて、また質問をしたいと思ひますので、おわびをしていただくことはあともよろ

しゅうごうございますから、事件の真相というものと、なぜこうなったかという経緯というものを明らかにすることがまず先決だと思ひますので、そういう点でひとつお願いをいたしたいと思ひわけでありま。

そこで、この種の補償を行なうためには当然補償基準というものがあつたと思ひます。私の調査いたしましたところでは、この種の補償というものは公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、これが昭和三十三年六月十九日に閣議決定が行なわれております。もう一つは、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準、これが昭和三十三年三月二十日、建設省訓令第五号で出ております。もう一つは、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針というのが、昭和三十三年の四月十三日、建設省事務次官通達で出ています。もう一つ、徳島県の工事施行に伴う損失補償基準というものが、徳島県で出しております。これは内容をいさいに検討してみたいんですが、建設省の昭和三十三年三月二十日に出した訓令第五号と内容は全く同じであります。したがって、この公共事業の損失補償というものはこの基準で行なわれているのか、この基準以外に何か基準というものがあつたのか、この補償基準というものの根拠をこの際明確にしておいていただきたいと思います。

○竹内政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、閣議決定の要綱と直轄事業に關します補償基準、その直轄事業の補償基準を運用いたします場合の運用方針というのが定められております。それ以外の各県で行ないます事業につきましても、これに準じて補償基準をつくりたいという通達が出ております。それから、われわれが補助事業を指導いたします場合にも、そういう基準をつくるようにというような指導はいたしております。たとえば、直轄などでは運用方針の細目につきましてもさらにその地建ごとにこまかい基準の細目をきめておられますが、そういうようなものは、県によりましてつくつておられるところとつくつていないところがございますのが現状でございます。補助金の損失補償の審査をいたします場合には、もちろんただいま申し上げましたような基準、運用方針というものを準拠してやっておりますわけでございますけれども、細目につきましては明確に文書によつて定めたものは、現在のところ都市局関係ではございません。審査をいたします人がいろいろ細目についての知識がございますので、そういうものによつて行なわれておられるのが実情でございます。

○下平委員 それから、これから御質問するにあつてもう一つだけ伺ひしておきたいのですが、この徳島の補償問題に關係をした県の担当者、この担当者は私のほうで申し上げますけれども、計画課の諸君とか、たぐさん関係者があつたすね。主としてこの調査、補償の立案に當つた諸君は、徳島土木事務所の用地係長の和喜榮吉君、徳島土木事務所の所長の建島卓雄君、それから県の土木部の管理課の用地係長芝原市夫君、計画課の課長補佐の三木正君、計画課の区画整理係長の隔山正巳君、それに計画課の技術吏員の内山晴典君、この諸君がほとんどこれを専門に扱つておる、こう聞いておられますが、この諸君は専門家でですか。補償問題を扱つたことのないしろとですか。そういう点ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○竹内政府委員 事務のほうも技術のほうも専門家だと思ひます。

○下平委員 それでは、せっかく建設省が監督権を發動されて、この問題の調査に徳島の現地へ行かれたさうでありますから、この事件をどう扱ひ、どういう原因でなつてきたか、その調査の概要というものを建設省のほうから御報告いただきたい、こう思ひます。

○竹内政府委員 調査いたしました対象は、四十年に施行いたしました蔵本線関係の事業の用地補償関係の業務について調査したわけでございます。通常でございますと、先ほど申し上げました完了報告書が出てまいりまして、額の確認をいた

す段階でそういうような調査をいたしましたして、適正な額を確定するわけですが、問題が起りましたので、今月初めに係官を現地に派遣いたしましたして、特に四十年の蔵本線の調査をいたしましたわけでございます。調査の重点をいたしましたのは、いわゆる魚勘関係の補償の問題、それから七件はどうかといわれております追加補償の問題、それを重点に調査をしたわけでございます。

それで、魚勘関係の調査をいたしました結果、先ほど先生が申されましたような商品の運搬、保管料でございますとか、いたみ損失の補償、営業補償、休業補償、支払不足、得意先喪失補償といふようなものにつきますとここにチェックをいたしまして、現在その額が幾らであるかといふことを歸りまして検討している段階でございます。

それからもう一つの、いわゆる追加補償といわれている問題でございますが、これにつきましては、一件は、県の手続上、年度を越えておるために金額を二つに分けてまして、そうして二件の契約にしたものでありまして、これは一ぺんに契約してもいいものを、金が年度にまたがってしまつたというために二件にしておる。それから、それ以外の六件のうち、当初対象をいたしました物件の計算の違ひといふものが三件ございまして、それから残りの三件は、当初対象としなかつたけれども、その後精査の結果必要を生じたといふのが三件ございまして、隣接建物のかさ上げを必要とするとか、あるいは移転に伴つて隣接建物がかさ上げになるのでそれを削る費用をあつて見ると、いかう問題でございます。この六件につきましても、いずれも当初の契約が締結されたあとで、その契約が履行されない間に県のほうで補償漏れを確認したものでございまして、これは現物があるうちに確認したものでございまして、それで、それについては、本来ならばその年度で契約変更をして、その年度で予算が足りないならば不足分は後年度で支払うというような手続をとるべきでございますが、次の年度で契約をしたといふこと、やり方としましては若干手順が悪いとい

うような点がございまして、事柄をいたしましては、契約履行期間中に確認したものでございまして、やむを得ない措置ではないかといふふうに現在のところは考へておるわけでございます。

○下平委員 七件の追加補償については、いまのあなたの御説明と違ふ点をばくは確認しておりますから、その点についてはあとで質問しますが、調査の結果は、魚勘関係については適正補償額は建設省当局としては資料を持つてきてまだ検討中だ、こういうことですね。それから、七件の追加補償についてはいろいろあつたけれども、これは手続上分割したとかいろいろこれは認められるもの、だ、こういう御回答ですね。ところが、それでは何にもならないと思ひます。あなた方が行かれるためには出先から出てきたものを信用してやつたのでしょ。逆に言うならば、向こうに悪い気があればあなた方はだまされたんですよ。そうでしょう。それをただ行つてきて、よこせ、おれがもう一ぺん調べ直す、これだけでは調査の意味がありません。なぜそんなだますようなものが出たのか、どこでどうだまされたのか、こういうことをいさいに検討してなければ、出たものをちよつと処理するだけじゃありませんか。その点をあなた方はどういう調査をされてきましたか。この二つだけなんです。持つてきて検討しなすし、これだけなんです。これだけなら書類を送つてきてもらえばそれでいいです。現地確認をするといつても現物はないでしやう。引越しその他のものは、そんなものを確認しても意味ないじゃないか。なぜわれわれがこんな数字でだまされたか、その経緯というものをいさいに調査してこなければ今後の役に一つも立たないと思ひますが、この点はどういううあいですか。

○竹内政府委員 ただいま申し上げました運搬・保管料その他につきましても、各項目につきましても詳細に調査をいたしまして、それぞれの判定は一応やつてきておりますけれども、さらに補助金の

返還という問題につながるものでありますので、関係当局との打ち合わせ等も要りますので、いま検討中というふうに申し上げたわけであります。

○下平委員 私なぜこういうことを申し上げるかといいますと、魚助事件の千三百万から四千万にはね上がった経緯というものはきわめて不明朗な点があるのであります。この事件に関連をいたしまして検査当局が調査をされていることは御承知だと思ひます。この事件に関連して司法的な容疑に問われた諸君が三名いるわけであります。特に実際にこの補償事務を扱いました徳島県の土木事務所用地係長の和喜君は、四十一年二月の二日に背任容疑で逮捕されております。魚助商店の税務を担当した税理士の岸寛一君が三月の四日に逮捕されております。魚助商店の代理人であります魚谷幸男君が同様に三月十一日に逮捕されているわけであります。したがってこの事件というものは、単なる計算違いとか見込み違いだといふものを乗り越えた問題点がたくさんあるわけでありまして。

経過的にこれを見ますと、私はこの委員会であることは不適当でありますから、できれば法務委員会がこの問題を取り上げたいと思ひます。したがってその概要だけ皆さん方にお話ししますけれども、まず第一に相当多数の政治家や——政治家といふのはどういふものをさすかといふことは別として、かなり多数の人間がこれに参画をしていることは間違いないのであります。そして、具体的な事実を見てみても、昭和四十年の三月九日にいまだあなた方が言われた専門家の諸君が六者会談を持っておりまして、この六者会談は公には千七百円円の補償相当というふうに表示されておりますけれども、この間の県会の特別委員会における和喜君の証言によりますと、二千四百万とか云々と言っております。いずれにしてもここで最終的にきまされたのが急に四千万にはね上がった。その中身を見ると、三月の九日になぜ千七百万から二千万に上がったかという、従来、営業を休止するための営業補償費というものは三カ月が適当だろ

うということと三カ月というものが堅持されてきています。ところがこの六者会談に至って急にこれが六カ月になされているわけでありまして、これはきわめて不明な経緯であります。あとで補償金の支払いに契約完了によつて支払われておりますね。実際に魚助商店に対する移転その他の工事といふものが完了したのはいつかといふと、三カ月と一日かかっているだけであります。だから当初専門家連中がずっと交渉してきた営業休止期間は三カ月であらうといふことは常識論であります。結果的に見ても三カ月の休業でおしまひになつておるのです。ところが急にこれが六カ月、それに三カ月も補償期間が延長されました。これはきわめて不自然であります。

それからなお三月二十九日には魚谷君が和喜君のところに来て、ぜひひとつ副知事室へ行つてくれぬか、こういう交渉を持ちかけてくるわけでありまして、いまだ補償問題の交渉は和喜君が中心であります。この男は非常にまじめな男だそうでありまして、いつでも復讐で交渉していったのです。それが当時の副知事の武市一夫さんの副知事室へひとつ一緒に行つてくれぬか、こう言つて、三月二十九日の午前十時ごろ魚谷君と和喜君が副知事室へ行きました。そしてそこでいろいろの話が行なわれていたわけであります。ところが、新聞によりますと、魚谷君に対して資金のあつせんをやつてくれといふことで、いろいろの県の機関へそこから電話を盛んにしていたそうでありまして、そのときに魚谷君のやつは早く何とか解決してやれといふことを副知事が言つたそうでありまして、けれども、その会談が行なわれた翌日、三月三十日には、先ほどあなたが言つた営業補償が上がりました。その上がつた原因といふものは、当時出ておりましたのは昭和三十八年度確定決算で、営業成績、収益といふものを確定しておいでになります。ところが二十九日に副知事室で会談が行なわれて、三十日になりましたら和喜君が単独で三十八年度決算を使わないといふことにしてしまつた。正確な決算は三十八年度しかありませ

ん。法的に認められる収益の確定というものは決算であります。この決算をはずしてしまつた。そうして三十九年度の四、五、六、七、八、九、上半期分の営業成績といふことに急に變更されてしまつたわけでありまして、これは関係者だれも知らぬのであります。

〔井原委員長代理退席、丹羽(喬)委員長代理着席〕

しいて知っているとすれば、二十九日の会議以降に急にそれが行なわれたといふことであります。このことによつて補償費といふものは相当にね上がりを示しております。ところが契約締結の前日、いま言つた副知事に会つた翌々日でありまして、最後に、またもう八十万円増してやれといふことが和喜君の手元へ参つております。これは計画課の人が来たそうです。だれに頼まれたのか、この間のことは明白でありませぬけれども、とにかく何でもいかに八十万円だけ上積みしてくれぬか、こういう交渉が契約締結の前日徳島県土木事務所において行なわれておる。そうして、もうこれだけいい、積み上げて、どこにも入れるところがあるまいと、かなり抵抗をしたのでありますけれども、結局どうしても入れるという圧力がかかりまして、八十万円だけ上積みをしております。これは契約締結の前日でありまして、和喜君は、一体それをどこに入れたのだと言つたら、これはどうもばうか詐欺のやうなことです。土蔵の中に盛り込みました、こう言っているのです。土蔵の壁の中に盛り込んでしまえばわかりませぬ。土蔵へはうり込んだと言つておりますけれども、結局土蔵の移転の中に強引に八十万円を入れてしまつた。こういう一連の政治的な動きといふものが顕著に出てくるわけであります。

したがって私は正直申し上げてまだ的確な資料を持っておりませぬ。いま私個人的に調査を進めております。もちろん検査庁も進めているわけでありまして、私はもう少しこの間の経緯を明らかにしなければいかぬと思ひますが、結局徳島県

民の不満といふものは一体どこにあるかといふますと、魚助がたぐさんだつたことによるえせ根性も多少ありましよう。しかしそうじゃないのであります。ほかの二十五人の人は——あとで時間があれば申し上げますけれども、公共事業であるから、道路をよくするといふことは国のためだ、みんなのためだからといふて全部が協力的態度に出ているわけでありまして、したがつて営業損失にいたしましても、使用人の補償にいたしましても、私はそんなものは要らぬ、ぜひひとつ早くやつてくれ、こう言つて協力を示して、言うならば補償金についてはまあ正当な要求もしないで協力しているわけでありまして、したがつて片側二十五軒分で三千万、反対側の一軒が四千万、こうなつていふのであります。その諸君の気持ちといふものはえせ根性だけじゃないのであります。建設省の補助事業であつて、建設省もついている、県庁の役人さんとか国の役人がついている、このことから間違ひはなからうと信用してやつていふのであります。ところが経緯がわかつてみるとどういふ不明朗な経緯が出てきている。そこでいまの県民は県政に対して、建設省に対してきわめて強い不信感を持っているのです。これは単に間違つたから直したというだけでは済まないものであります。私はこの際、不当に詐欺されたといふことで魚助について返還命令を出しています、逆に言うならば、不当であつたかどうかは別として、善意を持って協力した人が補償問題であつた方に詐欺されている、こういうことになると、だから何とかしなければならぬじゃないかと、思ひますけれども、あとは余談になりますから……。

こういう政治的背景といふものがこの事件にはあるのです。したがつて、連日にわたつて徳島新聞なりほかの新聞が書き立てております。その中で言えることは、徳島にはその前に砂利事件といふものがあつたそうでありまして、私は知つております。ブルドーザー事件があつた。こういうものがすべてうやむやの形でみんな葬られていふ。そこに県民のやり切れない不満といふものが

あるわけでありました。

もう一つは、この事件の処理というものがいま言ったような形だけで行なわれておりますから、関係者の中で検察庁に呼ばれ、逮捕されたのは和喜君一人だけでありました。あと当然その上に課長補佐がおりまして、監理課長がおりまして、計画課長がおりまして、その上に土木部長がおりまして、この諸君は知らぬ存ぜぬの一点ばかりであります。何も知りませんでした、私はめくら判でした、この一点ばかりであります。このことについて、この一歩の地元の皆さん方には、一体行政官庁の機構というものはどうなっているんだ、そんなにでたらめなものか、部長、課長といえどもそれ相当の責任を持って県政というものをちゃんとやってくれるはずだが、さあ事件が起こると、おれは知らなかった、おれはめくら判だった、これは一体何を信じて県民は県政に協力していったらいいの、という気持ちがあるのです。

だから、そういう点についてあなた方がどの程度の調査をされたか、実は私は期待をしていたのです。行って数字を調べてくるなら、私は県会に行つて総務課長からもらつてきましてから、数字的な調査でありましたならば、わざわざ皆さんをわざわざ調査に行つてもらう必要はないわけでありました。したがって、以上の二点について、何か皆さん方が調査をされたのか、あるいは何を感じて帰つてこられたのか、報告ができるなら、御答弁ができるなら御答弁をしていただきたい。できないならできないで結構であります。

○竹内政府委員 こういう事件が起こりましたので、われわれといたしましてはまず金額をはつきり調べて、そして必要な補助金の返還を命じなければならぬという立場で調査に参つたわけでございます。いろいろな背後と申しますか内部と申しますか、内部関係等につきましては、私どもとしては調べなかつたわけでございます。

○下平委員 委員会の場所が場所でありまして、この点は法務委員会が適当な委員会であり、また皆さん方に来ていただきまして、別の人にも来て

いただきましてお伺いすることにして、その次の問題に移ります。

私は、皆さんが内容を調査されていると言いますけれども、重要な誤認の点を四、五点お伺いしますから、それについての見解、調査の結果等をお知らせいただきたいと思うのですが、過当払いの中で大きなのは、一つは借入金金の支払い利息補償というものが行なわれております。これが先ほど申し上げましたとおり、初めの意図は全然なしでありましたが、その後最終段階におきまして百八十八万七千八百十二円の補償が突如として出てきています。これは支払い基準運用方針のどの項目に基づいてこの支払いというものをおきめになったんですか。

○野崎説明員 建設省訓令第五号の二十条に基づいております。

○下平委員 基準ですか。

○野崎説明員 運用方針でございます。失礼いたしました。

○下平委員 そうすると、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針の第二十条と申しますと、このことをさしているのですか。第二十条の一項第二号の後段ですか。

○野崎説明員 第二十条の「基準第四十四条（営業休止の補償）は、次により処理する。」云々の条項であります。

○下平委員 その二項にある「機械器具使用料及び借入利子（必要最小限のものに限る。）」これに該当するということ意味ですか。

○野崎説明員 そうです。

○下平委員 そうすると、これはちょっとおかしいような気がするのです。借入金支払い利息、これは御承知のとおり営業補償の中に一項入っております。営業補償は、御承知のとおり、今回の補償内容を見ますと、予想をされる収益の六カ月分の補償と、それにその一カ月に要する固定経費の六カ月分、これが営業補償として算定をされております。その金額は御承知のとおり年間八十二万六千五百八十一円である、これは新しく

査定したものです。その六カ月分として四十一万三千何しがし、固定経費として二百八十七万三千何しがし、六カ月分の百四十三万六千何しがし、これを営業補償として補償してまう。ところがその固定経費の中身を見ても、固定経費は光熱水道、租税、福利厚生費、保険料、減価償却費、賃賃料、広告宣伝料、それに支払い利息というものが九十三万八千七百五十六円、固定経費の中に入っております。したがって、もし支払い基準運用方針第二十条第一項第二号でこれが支払われたとすると、この営業補償の中の固定経費とダブつてはいませんか。

○野崎説明員 項目といたしまして支払い利息を二つに分けておりますが、固定経費の中で支払い利息として算入いたしましたのは、設備投資等固定的な借入金に對する支払い利息を計上いたしましたのであります。後者のほうの支払い利息につきましては、流動資本の借入に對する支払い利息として計上をいたしましたものでござい

○下平委員 私は調査が不十分だと思つて質問をするのであります。そうしますと、この借入金支払い利息の補償というものは流動資本に對する補償である。その流動資本というものは何で見えるかという、この計算書によると、手形で見えてあります。そうすると私は奇妙に感じます。これは、支払い手形の総額から受け取り手形の総額を引いたそのものに對して日歩二銭三厘の計算でこの補償がなされております。支払い手形から受け取り手形をすぐ差し引いて、そしてそれが直ちに日歩二銭三厘の借り入れということになりますか、実際問題として。

○野崎説明員 県におきます算定を直しました額の算定におきましては、いま先生のおっしゃいましたとおり計算をいたしております。これは現在私どものほうでも実態を調べておりますが、証拠書類といたしまして取り上げるべきものは現在決算書類しかございまして、一応この算定方式によつて現在のところ算定せざるを得な

い。いま先生のおっしゃいましたような問題点はあろうかと思ひます。あろうかと思ひますが、ほかに証拠書類が現在のところございせんので、一応こういつたことで仮定をいたしました算定をいたしましたものでございまして、私どものほうの詳細な検査につきましては、さらにもう一度ごまかく調べてみる必要があるかと思つております。

○下平委員 そうすると、もう一ぺん検査した結果当委員会に報告していただけたら。——それにしてもこれはおかしいと思ひます。この人の支払い手形のサイトは大体平均どのくらいになっておりますか。もう一つ聞きたいことは、御承知のとおり、受け取り手形の割引を何という銀行ですか。——時間の節約上私のはうから申し上げております。証拠書類の後段のほうに取引銀行が載っております。銀行名は隠してあります。A銀行と書いてあります。A銀行に三千何何の借金があることになっております。B銀行に二百何の借金があることになっております。そうしますと、御承知のとおり、受け取り手形をとつた場合には、サイトが五カ月であるならば、これを取引銀行に行つて割引してもらえます。その場合には当然取引銀行との間に貸し出しワクの設定があるはずであります。その貸し出しワクの設定というものは、この取引銀行の調査では二行しか出ておりませんから、二行の三千何何の中に受け取り手形の割引がおそらくちゃんと入っているはずで、受け取り手形の割引が取引銀行の債務の中に入っているはずであります。別に取引銀行がこの証拠にあがつてきておりませんが、取引銀行はA行、B行の二つがある。そうすると、受け取り手形は皆さん方の計算で一体どのくらい持っているかという、受け取り手形として決算に出てまいっている金額は四百九十一万七千何の受け取り手形というものがございまして、この受け取り手形というものの決済は、おそらくもう割引はやつてい



のは負債として全部あがっておるはずで。したがってその負債——九十三万何千のもの、固定経費の利子補給もその借り入れの中に入っているはずで。ましてや支払い手形というものは、払い出したときから金を借りて払うもの。干しの問屋だそうでありますから、六カ月手形でしょう。六カ月くらい先でなければ支払いの義務が生じないのであります。そうすると、当面負債としてあがってこないはずで。単に、支払い手形幾ら出しているか、受け取り手形幾らあるか、その差し引きに対して二銭三厘の計算をして利子計算をするというようにすることは理屈として成り立たぬではありませんか。これは皆さん方どうお考えになりますか。

○野崎説明員 借入金の取り扱いにつきましては、いま先生がおっしゃいましたような問題があることは当然でございます。運用方針におきまして、そういう意味におきまして、必要最小限に限るというふうな注釈がついてあるのをごさいます。したがって、われわれが調査いたしました際には、今後とも銀行等のそういった状況、具体的に魚勘商店の取引銀行等についてもその状況を調査した上でそれらの額を確定しなければならぬというふうな考えをしております。

○下平委員 固定経費の中にある賃貸料、家賃が計算されておりますが、この家賃は一体どういう家賃なんですか。

○野崎説明員 実は私、現地に参っておりますので、明確ではございませんが、藤川金次郎から借家をいたしておりますその賃貸料ではなからうかと考えております。

○下平委員 支払い証の藤川金次郎の項を見れば、藤川金次郎については持ち家の補償をしてあります。魚勘商店は藤川金次郎からうちを借りて商売をやっております。だから、六カ月間の家賃を払うというんですが、このうちはこわしてしまっておるのですよ。そしてその藤川金次郎さんにはそのうちの補償をしておるのですよ。そうすると、うちはなくなっておるのですから、家賃を藤

川金次郎から借りておる分だといって六カ月間払うなんていう理屈はありませんよ。その点はどうなんです。藤川金次郎にちゃんと補償しておるでしょう。解体移転店舗五十七万七千二百円の補償金を出してあるんじゃないでしょうか。解体しておるうちに住んでおるんじゃないでしょうか。解体しておるうちに住んでおるといって家賃をとられるばかはいないでしょう。そんなばかげたことがありませんか。時間が経過しますからあとでまたそれを調べておいてください。資料を見ればはつきりしております。

資料の一三ページ。資料の一三ページに、藤川金次郎、彼の魚谷さんに貸してありました店舗、本造二階建てかわらぶき解体移築費、店舗五十七万七千二百円、同二階分三十万七千三百三十八円、合計八十七万七千四百円というものがこの店舗の補償として払われておる。そして三カ月後には移転されてなくなってしまうおる。四月八日には、こわされてなくなってしまうおるものに対して六カ月間の家賃補償するというのが固定経費の中に出てきておりますが、これはどうしてもしようがないと思いません。その点の経緯はあとで聞きたいと思えます。

そこで、私、特に借り入れ金の支払い利息の補償については納得できないのです。おそろくこれは二重であります。どんな人でも、取引銀行を設定すれば貸し出しのワケを設定しますよ。そうしたら、その貸し出しの中で割引について幾ら充当する、そうしたら設備資金で幾ら借りる、運用資金で幾ら借りる、こういうワケ設定が取引の際当然なされるはずであります。そうすると、かりに補償を見るにしても、受け取り手形割引をしたその割引率についてめんどうを見てやるというのならある程度理屈は立ちます。これも厳密に言えば立ちませんけれども……A行から三千万、B行から二百万の借り入れ金があるんでしよう。この借り入れ金に九十三万の補償をやっておる。したがって、この受け取り手形の割引もA行なりB行なりの借り入れ金の中に当然入っておる。ましてや支払い手形を二十八万ですか、この支払い手

形というものを基礎にしてその補給をするなんということはおおよそ考えられぬことだと思ふのです。

時間がありませんからもう一つ代表的なものと、使用人の休業補償費というものが六十九万から三百八十一万にはね上がっているわけであります。この使用人の休業補償費、これはどうしてこんなかつこうになつたのです。御承知のとおり基準並びに運用方針においては給与その他の百分の六十ないし百分の百を補償すると書いてあります。ここでお伺いしたいことは、大体休業補償費というものの考え方は、失業保険にいたしましては何にいたしまして六〇%、この六〇%がいい悪いという議論は別にいたしまして、現在の行政体系の中では六割ということが基準になつておる。これだけは一〇〇%やっておると思ふのです。当時、ほかにたくさん使用人休業補償をした人がありますが、一体はかの人には何割の補償をしておるか、この魚谷さんには何割の補償をしたのですか。——それじゃこれも調査しておいてください。

もう一つ、たいへん問題になるのがおるのです。得意先喪失補償というものが突然に出てきております。これはずっと全然なかったものであります。三百八十一万二千二百六十六円の補償費を払っております。この得意先喪失補償の根拠規定はどこにあるという補償基準になつておるか。これをお伺いしたいと思います。

○野崎説明員 過去の収益額を基準にいたしましたので、一定期間補償することになっております。

○下平委員 その基準はどこに出ていますか。

○野崎説明員 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の閣議決定でございますが、まず一番の根拠は、閣議決定の三十二条の第三号でございます。これは、「休業することにより、または店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額」というふうになつております。

○下平委員 そうすると、その条項によって、過

去の収益を基準として算定すると、こういうこととすな。

○野崎説明員 はい、そうです。

○下平委員 そうすると、今回の魚勘だけは特例をやつたのです。魚勘さんの得意先喪失の算定基準は、いまあなたの言われている算定方式ではありません。それは御承知のとおり、これも資料に明確に出ておりますが、得意先喪失の計算方式は、固定経費プラス収益減の費用、それに休業手当相当額、これを合計したものの一カ月分を各月の三つの合計分に対して補償をしているわけであります。そうすると、営業収益というものは御承知のとおり営業補償の項で八十二万何千という数字が出ております。これはまるきり商売をやらないとすればこのもうけがなくなるということ、で、半分の補償をするというのがあるた方の算定基準だ、こう言っておりますが、そうするとこの基準によりまして、固定経費とかあるいは収益減、それに従業員の休業手当まで含めて、六カ月分が得意先喪失補償になつておる。ところがこれは、基準第三号並びに過去の収益によつてきめるこの方式と全く違つていますが、これはどういうわけですか。

○野崎説明員 いま先生のおっしゃいましたとおり、違つておるのは事実でございます。したがって、私ども調査いたしております際この点については問題にいたしております。

○下平委員 私もう少し調べてみますと、得意先喪失については、明確な規定がないのであります。したがって各地建、たとえば四国には地建がたきさんあります。あるいは中部地建、北陸地建と地建ごとに担当者が集まつてどうすべきかというふうなことできめておるのが実情なんであります。このほとんどが担当官の認定できているのです。だから明確な基準がないと思ふのです。一体どういう考え方で収益減に対して——得意先が失われることによつて収益があがってこない、あるいは商売を始めた場合も、たとえば新聞であつたらほかの新聞へとられてしまつて得意がな

くなった、こういうことが得意先喪失でありましよう。もうけがない部分は営業補償ということであらう。将来にわたって、得意が一軒減った、二軒減った、こういう補償をするのが補償の精神でしょう。そうすると、いま行なわれておるこの補償の形式は何の補償をしておるのか全然わからない。この点はおそらく担当者に聞いてみなければならぬと思います。あなたの方幾らやってみてもわからぬと思います。この点、答弁がありましたらどうぞ。

○野崎説明員 現在、県においては、これについて明確な規定を定めておりませんが、地方建設局等の直轄事業においては、これに対する細目を定めております。ちょっと文書を読んでみますと、「一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額は、移転工法、休業期間、営業の種類等を考慮して従前の収益又は所得の六カ月以内で別表に定める得意喪失の補償期間標準表を参考として適当と認める額とする。ただし、当該営業における収益率が次に掲げる率に達しない営業又は赤字の営業にあつては、次に掲げる率の範囲内で適正に定めた率を売上に乗じて得た額を収益又は所得とみなすものとする。」ということ、業種別に全部定めております。

○下平委員 そうすると、業種別の計算方式に合っておりませんか。その基準に合っておりますか。

○野崎説明員 県においてはその基準を定めておりませんので、合っておりません。

○下平委員 休業補償は何%やつか、他の補償をした人とはどう関係になるのですか。

○野崎説明員 魚勘商店と他の補償者につきましては、佐古地区においては同じ方法で補償をしております。

○下平委員 もっと具体的に聞いておるのです。どれだけ補償をしておりますか。

○野崎説明員 佐古地区においては一〇〇%で補償いたしております。

○下平委員 そうするとはかの補償者に対しても

一〇〇%で間違いありませんね。これはほかに関係者がたくさんありますが、一〇〇%の補償をしているのですか。

○野崎説明員 はい、そうです。

○下平委員 営業補償は、さつき申しましたとおり、三カ月補償というものが突然に六カ月に変更されたのですが、この理由というものはどこにありますか。

○野崎説明員 補償期間の決定につきましては、移転工法なり実際の休業期間等を勘案いたしまして決定するわけでございます。当該佐古におきましては、それを六カ月認めたものではなからうかと思つておりますが、私もこれを再検討いたします。場合によっては、さらに工法等につきまして検討し、何か月が妥当なものであるかを決定して対象額をきめたい、かように考えます。

○下平委員 そうすると、六カ月間に変更した理由はわからないのですか。

○野崎説明員 現在のところわかつておりません。

○下平委員 昭和四十一年の三月三十日、補償契約書の前々日であります。この前々日に至つて、三十八年度決算——この魚勘商店の決算は十一月であります。この正式な決算というものが、補償の前々日に至つて急に下げられた。三十九年四月から、四、五、六、七、八、九月の上半期だけの営業成績に限定をされた。上半期だけの営業成績に修正をされた。この間の事情は、どういふことでそうしたのであります。契約締結の前々日であります。

○野崎説明員 現在私も報告を聞いておりますのは、三十八年度の決算報告書によって数字を確定したように聞いております。

○下平委員 これは実際は和喜君に聞いてみなければわかりませんけれども、ここに新聞がありまして、和喜君は、徳島県に調査特別委員会ができましたところ、特別委員会に二十三日に和喜君が出席をいたしております。その出席の席上で坂東という委員が、魚勘商店の三十八年度決算を

三十九年度のものに変えて補償するのを認めたのはだれと相談の上きめられたか、こういうことを言つております。三月九日に専門家が集まつた六者会議ですね。それでは昭和三十八年度の決算しか正式なものではないのでありますけれども、それを要したのは三月三十日に私が他に相談するゆとりもなくなつてに委ねました、こうなつてゐるわけですね。そこで、この間の事情というものは和喜君に聞いてみなければならぬと思つております。けれども、正式な補償基準というものは、決算なら決算、そういうものが済んだ法的に認められたものを基準にしなければならぬと思つております。極端なことを言いますと、商売をやつていまして御承知のとおり二、八が商売の一番低い月であります。したがつて二月の例をとれば赤が出てくるのです。これが十月、十一月、十二月、一月の状況で見ればばく大な黒字が出てくるわけでありまして、したがつて年間のトータルを見る場合には、決算においてこれを見るのが常識であります。それが決算でやられてきたものが補償契約をする前々日に至つて急に、一番景気が出て魚勘商店がよくなった三十九年の四月から九月までのものを基準に持ち上げたのです。その理由はあなたの方お調べになりましたかどうかということをお聞きしておる。

○野崎説明員 四千万円と算出した際に使いました数値につきましては根拠は明らかでございます。県が返還額を確定をいたしました二千万円の場合の算定根拠につきましては、三十八年度の第七期決算報告書を使用いたしております。私ももともと再検討いたしました場合には、当然決算書並びに納税書等によって確定をしなければならぬ、かように考えております。

○下平委員 私は、この問題で責任者を出すとかだれを処罰するとかいふことは、二番三番の次の問題だと思つてゐる。どうしてそういうことになつたかという核心をこゝで的確に出していかなければいかぬのです。そこでなぜ、だれが考えてもても基準にすべき決算——あなたのほうでや

ておられる第七期の昭和三十八年度の決算ですが、これを使つておられる。千三百万の基礎の場合にもこれが使われている。これが契約の直前になつて、前々日になつて単独で、これは和喜君がやつたと思つてすけれども、それも三十七年度とか八年度の決算なら別でありますけれども、わずかな半分の期間をとつてこの補償基準にしたというの、わからぬですね、あなたの方には。

○野崎説明員 わかりません。

○下平委員 それでは次へ進んでいきます。魚勘商店に対する契約の履行はいつされましたか。

○野崎説明員 本件につきましては昭和四十一年四月一日、四千六百六十九万六千八百九十二円をもつて契約が成立いたしました。四月八日から六月九日まで間に、未払い金百五十六万八千三百七十四円を残しまして四千二百八十八万五千八百八十八円を支出したしております。

○下平委員 四月八日にはどの項目でどれだけの補償金を払つてありますか。

○野崎説明員 現在支出の明細の資料を手元に持つておりませんので、後は御報告申し上げま

○下平委員 この補償金というものは、契約が行なわれます、おまへのうちを移転せよ、移転しよう、移転費は幾ら払います、これが契約だと思つてゐる。そこで移転をされてしまふ、契約金が渡される、これで契約が完了ということになるわけですね。そうすると移転前に契約金が支払われるということは、常識論としてはいいのです。が、そう理解してよろしいですか。

○野崎説明員 移転をいたします場合に、当然移転費が要りますので、通常一部につきまして前払い金を払つております。

○下平委員 御承知のとおり、この支払いというものは四月一日に契約が行なわれて八日に大半が支払われております。このことがやつぱり徳島県会でも問題になりました。何で魚勘だけに途中でそんなにたくさん金を払うのだといつておりま



○下平委員　物件の移転の場合には私もわかるのです。たとえば建築後十五年たった家であっても、手入れがよかつたり乾燥地であれば相当な価値が残っておりますが、湿地帯であつたりあるいは手入れが悪ければ住めないような家になっていきますから、そういうものを移転のときに、取りこわした後にそれがどうであつたかどうかという確認はできないのでありますが、営業補償とか得意先喪失とか、あるいはその他の物件以外の補償は、それ相当の証拠書類があればできるでしょう。

う。その点はどうかですか。物件は移動してこわしてしまはなくなりません。物件以外に証拠書類がそろってれば、間違いであったという証明はできるでしょう。そういう点はちゃんと書類がそろいさえすれば、再審の対象になるのですか、その点はどうか。

○竹内政府委員 物件以外の営業補償等につきましては、契約の内容をいたしまして、その数量の基礎的なものがごまかく書いてありまして、それが契約の内容をなすというふうに判断される場合に、それに間違いがあったということが正確な資料によって立証されるということになれば、再審査ということもあるいは可能かと思えますけれども、通常の場合は、営業補償等につきましては、幾らで営業補償するというような最終の額が、契約の内容になるというふうに考えられますので、一ぺん契約があった以上、あとで追加払いをするということとはなかなか困難ではないか、こういうふうに思います。

○下平委員 それはそのとおりですよ。ところが一たん契約されてしまったけれども、魚勘についてはあれは払い過ぎだからといって返してよこせということを言っているでしょう。その理屈と同じことじゃありませんか。同じものだと思うのですよ。県が約束して、約束はどうにもならぬものだというところなら、魚勘に対してだって何も返してよこせなんて言えないですよ。だから、苦しいことを言っているのですよ、この中には、詐欺にあった、こう言っておるのです。これをいさいに検討すれば、詐欺ばかりじゃありませんよ。明らかに係員の怠慢の点がありますよ。たとえば、先ほどちょっと申し上げました支払い手形と受け取り手形の差額に対して簡単に補償するなんていうことは、補償をやっておる専門家ならず気がつくはずですよ。これは明らかにあなたの方の怠慢じゃありませんか。だけれども、これは詐欺をされたから訴えるんだ、これだけでいいとおりますが、中身をいさいにやってみると、そうじゃないですよ。そうすると、実は補償を再審査してく

れ、こういう人たちの話を聞いてみると、全部が全部ではありませんが、幾らがばってみたとところが、最後には土地収用法にかけられ、土地収用法にかけられ、どうにもならぬぞ、こういうことが間々行なわれておるわけでありまして。これは御承知だと思えますが、いまの土地収用法は、昔の土地収用法のように全く私権を無視して低額のままで取り上げることには、実際はなっていないのです。やはり適正な補償というところに重点が置かれて、かなり親切な取り扱いがされることになっておりますけれども、土地収用法のそういう改正の経緯を知っているなどというの専門家でございまして。まだまだ一般の国民の中には、土地収用法にかけられるとたゞで土地を取り上げられちゃうのじゃないかという恐怖心のほうが先に立ってしまふ。これは間違いのない事実なんです。そこで、それらの人々に対しては、聞かなければ土地収用法だぞ、こういう形では、聞かぬけれども、全部とはいきませんけれども、されていくわけですよ。もう一つは善意に、公共事業であるから、道路であるから協力しましょうという善意が働いて、補償額というものが差がついておる。二十五軒で三千万、魚勘一軒で四千万という差がついておるわけですよ。したがって、魚勘に払い過ぎた、間違ったというところで、これを取り上げるとするならば、少なくとも皆さん方の中に間違ったやつは、証明できるやつはお払いをしますというくらいは態度がなければ、政治と言えないじゃありませんか。公平な行政と言えないじゃありませんか。私は、法律の枝葉末節でどうなっている、こうなっているというところは、この際はそなたにして問題にならぬのであります。これだけの県政に対する不信、ある意味では国の補償事業、補償費に対する不信というものが出ておるわけでありまして。したがって、いま聞けば、営業補償その他について具体的に契約内容によって立証される面があるとするならば、再審査の道も、困難であるとは言いませんけれども、全くないことではないという考

え方をお伺いしましたが、これはひとつ大臣、たまたま質問しないとお気の毒ですから、眠そうです。うなずく。国がきめていて間違った、とる分には遠慮会釈なくとる。しかし、かりに払い不足があったというときには払わぬということはおかしいと思ふのです。また、おれはやつは一体どういう計算基礎になつておるのだ、こういうことを聞かれたとき、おまえさんのほうはかくかくの計算基礎でこれだけの補償額になつたのだ、これを示してやるくらいは親切な態度といえますかね、そういうものが必要だと思ふのですが、これはひとつ大臣の考え方を、政治の基本ですから、大臣から御答弁をいただいております。

○瀬戸山国務大臣 およそ補償いたします場合には、御説明を申し上げるまでもなく、ごまかく補償を受ける人の立場、考え方等を聞き、なお国なりあるいは地方公共団体がその本人の考え等も聞き、また、現地も調べ、そして話し合いの上で、あるいは取用のときには取用委員会によって検討してきめる、これで、裁決以外は契約でやる、こういうことになっておるわけでございます。したがって、その間において、多少、たとえば補償を受ける方々も、この点はもう少しほしいが、まあこのくらいでやむを得なからう、自分は了承する、こういう場合に、後に多少、この点はまだほしかったというところもあり得ると思ふのです。しかし、それを一々あとになってから、もうちょっとはし、それをつたのだからということをやるというところは、契約上私は適当じゃないと思ふ。ただ、その際に、非常に重大な錯誤があった、あるいはその際に全く気がつかないというところのものもあつたのだというところで、重大な錯誤といふんです、そのときに認識しなかつた、しかし事実にはあつた、両方ともその点は認識がなかつたというふうなものもあれば、それは検討をすべき段階があると思ふ。ただ、いまのお話のように、たとえば魚勘の問題は、聞いておつて私はその間に不明朗なものがあつたのじゃないかと——これは想像でありまして。少なくとも千数百万あるいは二千万のものが、とたんというところかしらうございしますが、間もなく二倍あるいは二倍をこすというふうなことになるについては、そのくらいは現実の認識が抜けておつたとはちょっと思へませんから、そういう意味で、何らか裏に不明朗なものがあるのではないかと想像いたします。そういう際には、錯誤といふんです、重大な事実の誤認といふんです、そういうことが明らかにあれば、これは不当な過払いといふんです、補償ではありませんから、これはまた、普通民法上の契約でも、これをあらためて取り返すというものはあり得るわけでありまして、厳密な意味におきますと、やはり普通民法上の契約の扱いでいくべきものであらうと思ひます。しかし、多くの場合は、さつき申し上げましたように、もっとほしいのだけれどもまあがまんをして協力しようというところが間々あると思ひます。そういうものを一々あとになってから、がまんはしたけれども、この際またあらためてがまんならぬというふうなことは、私は、契約上済んだ以上は、それを一々取り上げることが適当でないと思ひます。

それに、繰り返して申し上げますが、重大なものの見落としがあつたとか、あるいは気がつかない点があつたとか、なるほどそうだというものがあれば、契約の際抜けておつたのでありますから、それは検討するというところは、理論上はあり得る、かように考えるわけでありまして。ただ、いま下平さんの言われるように、魚勘の場合には、これはよけいなものがいつておつて、これはだまされたか間違つたか、故意にやつたか、そういうものがあつたから取り返せというなら、また全部あらためてやつておつたものをも一ぺんやれという議論は、ちよつと飛躍じゃないかと思ふのです。

○下平委員 そうすると、大臣、いま魚勘が間違つておつたから全部やり直せ——私はそんなこととは言いません。いま大臣は、魚勘に対して重大

ないいろいろな不明朗な点があった、だからこの取り返しをやったのだ、したがって、ほかのほうにもそういう重大な落ちがあったり、つけ漏れがあったり、認識の不足があれば、理論上は取り上げることはあるだろう、こういう言いまじりだが、そこで間違いがあつたか否かという判定をするに、実は補償をもらった人たちがどういう中身でどういう積算基礎でもらったかわからないのです。県にはあると思います。そこで、私のやつは実はどうなつておるのだ、私の補償の積算はどういう積算をしてくれたのだ、こういう問い合わせには、県当局としてもやはりすなおに、おまえのはこうなつておるのだという説明をしてやるくらいなこととは当然だと思ひますが、その点はどうでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 県の態度については、そういうことは適当でないと思ひます。これは当然に、補償いたします場合に、先ほど申し上げたように、こまかく打ち合わせをいたします。文書に書いてあるかどうか、私こまかく知りませんが、これは幾ら、これは幾らだ、そのくらいですか、足りませんが、どういうわけだということをこまかく積算するわけでありまして、もしそれが記録に残つておれば答えなければならぬ、記録に残つておらぬで、関係者がおらなければ、場合によつてはわからぬということもあるかもしれませんが、現に残つておる資料はこういうふうに計算されてゐる、これを答えることは不正でない、あたりまえのことだと私は思ひます。

○下平委員 大臣、御承知のとおり、政治というものには非常に微妙なものなんです。国民感情というものはそう通り一べんの法律理論や、それで処理できるかという、実はそうでないのがあります。したがって、私はいま大臣の言われたことは、政治を担当する大臣としては全くまづとらな考え方だと思ひます。

そこで、これは建設省はこの問題を処理しなければいかぬでしょう。その処理の際に、やはり関係者から、おれのやつはどうなつておるのだと聞かれたら、すなおに親切に説明をしてやるという態度だけはぜひ行政指導としてやつてもらいたいと思ひます。いま大臣の話がありましたから。そこでもし重大なつけ落ちがあれば、これは当然理論上は取り上げるべきだ、こういうことですから、その取り上げるか取り上げないかということには、私は第二番目の問題だと思ひます。第一番には、おれのやつは一体どうなつておるのだということに対する親切な回答をしていただくように、これはぜひともひとつ建設省のほうから行政的な指示なり、また勧告といへばちよつときついででありましようが、指示くらいは出すようお願いをしたい、こう思ひます。

そこで、実はこうやつて大臣もずつとごしんばうして聞いていただきましたが、この問題はなかなかわからないのです。私は補償の問題というのはなかなかしやくし定木どおりにきめるというわけにはいかぬと思ひます。対人関係の交渉でありますから。そこでやはりこの間の経緯というものをひとつ正確につかんで今後の方針を立てるということになれば、担当者に聞いてみなければならぬと思ひます。これは委員長さん、参事人として、現在の総務部長さん、これは関係者ではありませんが、それから当時の関係者として、当時監理課長をやつておられ、いま厚生労働部長になつておられますが、喜藤一郎さん、それに監理課の用地係長の芝原市夫さん、それから計画課の課長補佐の三木正さん、それに当時、徳島土木事務所の所長でありました建島卓雄さん、それに当時この問題を全部扱つていました当時の徳島土木事務所の用地係長の和喜栄吉さん——法案の審議等もありますから、それに重大な支障のあることも考えなければならぬと思ひます。それらの審議状況等にもらんでみて、これらの諸君に参事人に来ていただきまして、この間の経緯をもつと明確にして、今後この種のが起こらないようにいたしたいと思ひます。このことをあとで理事会なり適当な機関におはかりをいただきたいと思ひます。

それから最後にもう一つお聞きしたいのですが、この事件の中身というよりも、この補助事業に対する手続を先ほど聞きました中では、まず交付金の決定という手続がある。その次に交付額の確定手続がある。大きく分けて二つだと思ひます。その間にチェックする機会が、申請のうちに設計書積算基礎、こういうもので審査をする、これが一回あると思ひます。もう一つは、確定報告を受けた際に、書面審査もしくは必要があれば実地調査ということでもチェックする、こういう機会があるというふうに聞きました。そこで問題は、やはり交付金の申請、そして交付額を決定する設計書積算基礎の審査ということが実は建設省の監督権の発動という場面では一番重要じゃないか、こう思ひます。私がこの事件を調べてみておる間で、一番欠陥に出てきたのはそこだと思ひます。おそらく何十件、何百件、何千件となるのじゃないでしょうか。この設計協議といひますか、交付金決定の協議の際に、おそらくこれは年度末から年度当初にかけて建設省のほうへ殺到してくると思ひます。何千件ものものをわずかに限られた数人の計画課の諸君、あるいはこれは国道にもありますし、地方道にもあると思ひます。それらの諸君が目を通すという形では、悪意があればもちろん、悪意がなくとも錯誤であつてもチェックすることは不可能だと私は思ひます。さりとて膨大なこの種の補助金に対する査定を厳密にやるとすれば、地方官庁同様の人間が建設省にいかればできないというところでございますから、何か方法がありませんか。たとえば概算の認定をまずやつて、個々の問題については設計変更なりその他のときにまた細密な調査をするとか、何かそういう道というものはあなたの方で考えておられないのですか。その点をひとつ聞きたいと思ひます。

○竹内政府委員 御指摘のように、今回問題になりました街路事業につきまして、二千件ぐらいい申請がございまして、それにつきまます審査の方法でございますが、いま先生おっしゃられましたような概算額できめておいて、特にことしなどは公共事業の促進ということで審査を早くやらなければならぬということもございまして、概算額できめておいて、詳しいのは設計変更の段階で審査するということも本年度はやつてまいりたいと思つております。

それからなお、県自体あるいは市町村自体が、補償基準ばかりではなくて、補償基準の細目について先ほど申し上げましたような地方公共団体や地方建設局がつくつておりますような細目をつくるということをぜひ精力的に指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

さらに、問題になりましたのは数量自体の問題でありますので、設計審査、設計変更の審査等の場合にできる限り写真をつけさせる、あるいは他の資料、たとえば営業補償等につきましましては、税金に使用した資料を比較対象としてあげさせるというふうなことをいたしまして、できる限り補償金の審査に支障のないようにしたい、こういうふうに考えております。

○下平委員 これはまだ問題点が——いろいろの補償内容の事実の間違いだとか、不法という点だけをききょうはお伺ひしたわけですが、実はこの問題を処理するためには、一つは責任体制の確立ということがあつたわけですね。おそらくこれは大臣も聞かれたとおり、これだけのものが一係官の手によつてこね回されていって、そうして四千万になるというところは、常識的にも、私が調査にいった調査の中身でもそういうことはないのではありません。したがって、一つにはそれぞれの行政機構の中には責任体制があるはずであります。課長は課長として、部長は部長として、あるいは建設省は建設省として、責任体制というものを明確にされていかなければいかぬと思ひます。これらの点についてはまた場所をかえて、県の総務部長さん等に來てもらつたときに、これは十分責任を究明していかなければならぬと思ひます。

それからもう一つの点は、そういういきさつからいって、私はきょうそこに重点を置いておりませんものでしたから——この種の事件というものは

